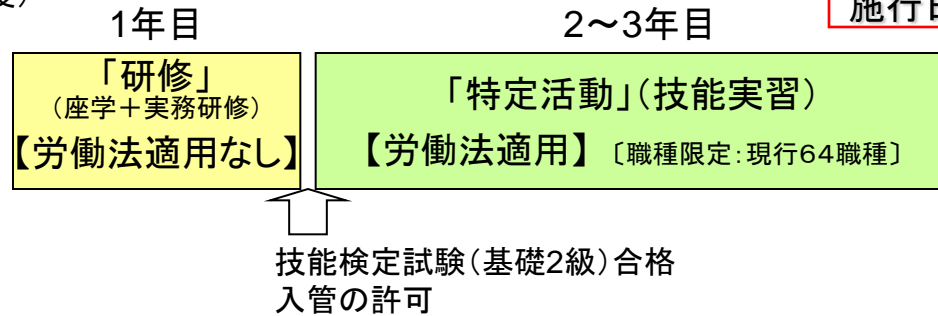


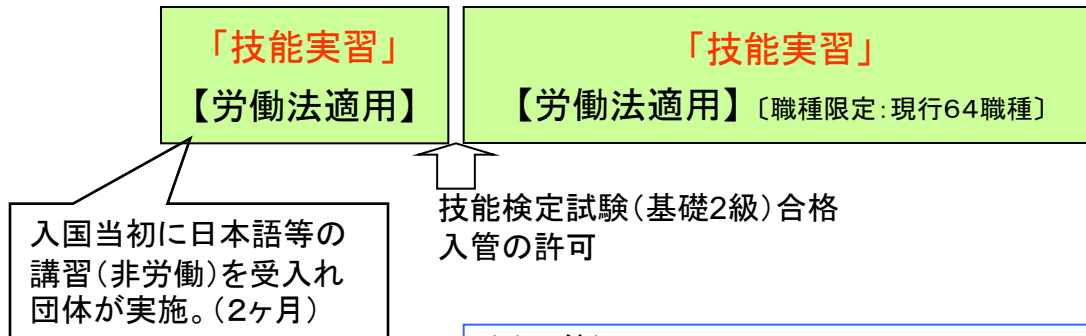
外国人研修・技能実習制度見直しについて(入管法改正)

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律
成立日:平成21年7月8日
公布日:平成21年7月15日
施行日:平成22年7月(予定)

(現行制度)



(改正案)



(その他)

○ 不正目的で実習生をあっせんした者等を退去強制事由に追加。

(関係省令の改正等により措置予定)

- ① 重大な不正行為については、受入れ停止期間を5年に延長。
- ② 受入れ団体の企業に対する指導監督、支援体制等を強化。
 - ・ 企業に対する確認・指導を毎月1回以上義務づけ
 - ・ 研修生・実習生からの相談に対応する体制整備(相談員の配置等)
 - ・ 管理費等企業から徴収する費用の金額・用途の明示 等
- ③ 送出し機関と本人との間の契約内容の確認を強化。